

委託契約書に記載すべき事項及び添付すべき書面

<委託契約書に記載すべき事項>（施行令第6条の2、第6条の6）

1 一般事項

- (1) 委託契約の有効期間
- (2) 受託者への支払金額

2 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に関する情報

- (1) 当該廃棄物の種類及び数量
- (2) 当該廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- (3) 通常の保管状況の下での腐敗や揮発など、当該廃棄物の性状の変化に関する事項
- (4) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- (5) 当該廃棄物が次に掲げるものであって、日本産業規格 C0950 号（JIS C 0950：電気・電子機器の特定化学物質の含有表示方法）に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

○廃パーソナルコンピュータ ○廃ユニット形エアコンディショナー ○廃テレビジョン受信機 ○廃電子レンジ ○廃衣類乾燥機 ○廃電気冷蔵庫 ○廃電気洗濯機

※ 平成 18 年 7 月 1 日以降に製造されたものに限る。

- (6) 当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
- (7) その他当該廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

3 情報に変更があった場合

委託契約の有効期間中に 2 の情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項

4 運搬を委託する場合

- (1) 受託者の収集運搬業の許可に係る事業の範囲
- (2) 運搬の最終目的地の所在地
- (3) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、次の事項
 - ① 積替え又は保管を行う場所の所在地
 - ② 保管できる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類
 - ③ 保管上限
 - ④ 安定型産業廃棄物であるときは、他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

5 処分又は再生を委託する場合

- (1) 受託者の処分業の許可に係る事業の範囲
- (2) 処分又は再生の場所の所在地
- (3) 処分又は再生の方法
- (4) 処分又は再生に係る施設の処理能力
- (5) 最終処分以外の処分の委託を行う場合は、次の事項
 - ① 最終処分の場所の所在地
 - ② 最終処分の方法

③ 最終処分に係る施設の処理能力

(6) 法第 15 条の 4 の 5 第 1 項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨

6 業務の終了又は契約の解除

(1) 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

(2) 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の取扱いに関する事項

<委託契約書に添付すべき書面> (施行令第 6 条の 2、第 6 条の 6)

- 1 運搬を委託する場合は、受託者の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- 2 処分等を委託する場合は、受託者の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し

<参 考>

排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報（<委託契約書に記載すべき事項>の 2 及び 3）を処理業者に提供しなければなりません。環境省において「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」が策定され、廃棄物データシート（WDS）の様式例が提示されていますので、参考にしてください。

URL <https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

また、委託契約書については、公益社団法人全国産業資源循環連合会が手引きを販売していますので、参考にしてください。

URL <https://www.zensanpairen.or.jp>